

豊根村は、今後のイベント等開催中止または延期の判断基準や、開催する場合の対応方法について新型インフルエンザ（コロナウイルス）等対策本部会議において協議を行いました。

村主催事業・イベント等の開催中止または延期の判断基準と開催する場合の対応について、下記のとおりといたします。

1 対象

豊根村及び村教育委員会、村が事務局を務める関係任意団体等が主催する村民等が多数参加する事業・イベント等

2 開催中止または延期の判断基準

対象事業について(1)～(5)の観点から感染のリスクの評価を行い、当該事業を開催する必要性、妥当性を十分考慮するものとし、対象事業の開催、中止または延期の決定については、各担当部署が最終的に判断するものとする。特に、屋内で50名以上が集まるイベントについては、慎重に検討する。実施する場合には、いわゆる「3つの密」をはじめ、下記3の開催する場合の対応を徹底的に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止を検討する。また、関係任意団体と共催する場合にあっては、当該団体と連携・協議の上、同様に開催等の判断を行う。

- (1) 高齢者や子どもが多く参加するもの
- (2) 参加者が不特定多数であるもの（スポーツ大会など）
- (3) 長時間換気ができない屋内で開催するもの（映画会など）
- (4) 他者との距離が近い状態で開催するもの（スポーツ大会など）
- (5) 開催を延期できるもの（研修会など）

3 開催する場合の対応

イベント等を開催する場合は、必ずマスクを着用することとし、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2）の「クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

4 周知

上記の判断基準を村広報、ホームページ、SNS等で村民に周知する。また、開催案内を行う場合には、「施設をご利用いただく皆様へ」（別添2）を添付またはその内容を記載する。

5 対応期間

第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 令和2年4月10日から
令和2年5月31日まで（感染拡大の状況を見て判断）